

岩手県告示第240号

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号。以下「条例」という。）第23条第2項の規定により、岩手県立花巻広域公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額（ゴルフ場を使用する場合において附属の設備を使用するときにあつては、同表の3の表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあつては、表3に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

令和7年4月1日

表1 有料公園施設の利用料金

1 テニスコート

単 位	利用料金	
	一 般	学生及び生徒
1時間までごとに1面ごとに	700円	350円

2 運動広場

使用の区分	単 位	利用料金	
		一 般	学生及び生徒
貸切使用	1時間までごとに	540円	270円

3 ゴルフ場

使用の区分				利用料金		
				土曜日及び休日	その他の日	
5月1日から10月31日までの期間	通常使用の場合（1回につき）	一般	9ホール以下の使用の場合	円 4,500	円 3,500	
			10ホール以上の使用の場合	5,800	4,500	
		学生	9ホール以下の使用の場合	1,700	1,200	
			10ホール以上の使用の場合	2,200	1,700	
		高等学校生徒	9ホール以下の使用の場合	400	400	
			10ホール以上の使用の場合	400	400	
		中学校生徒及び小学校児童	9ホール以下の使用の場合	400	400	
			10ホール以上の使用の場合	400	400	
		特例使用の場合（1回につき）	9ホール以下の使用の場合		3,500	2,400
			10ホール以上の使用の場合		4,500	3,500
	早朝・薄暮使用の場合（1回につき）			4,000	2,900	
その他の期間	通常使用の場合（1回につき）	一般		4,500	3,500	
		学生	9ホール以下の使用の場合	1,700	1,200	
			10ホール以上の使用の場合	2,200	1,700	
		高等学校生徒	9ホール以下の使用の場合	400	400	
			10ホール以上の使用の場合	400	400	
		中学校生徒及び小学校児童	9ホール以下の使用の場合	400	400	

	童	10ホール以上の使用の場合	400	400
	特例使用の場合（1回につき）		3,500	2,400

備考1 「特例使用」とは、条例第14条第2号に該当する者（高等学校生徒、中学校生徒、小学校児童及び県立都市公園条例施行規則（昭和41年岩手県規則第51号）第6条の2第1項各号に掲げる者を除く。）による利用、地方税法（昭和25年法律第226号）第75条の3第2号に掲げる利用（高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童の利用を除く。）又は年齢65歳以上の者による利用をいう。

2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

3 「早朝・薄暮使用」とは、通常使用（一般の場合に限る。）又は特例使用（10ホール以上の使用の場合に限る。）で、午前9時までに利用を終了するもの又は土曜日及び休日にあつては午後2時以降に、その他の日にあつては午後1時以降に利用を開始するものをいう。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金
電動カート	4 バッグ用（1 台ごとに）	1 個又は 2 個のゴルフバッグを積載して使用する場合	円 800
		3 個のゴルフバッグを積載して使用する場合	1,200
		4 個のゴルフバッグを積載して使用する場合	1,600
	2 バッグ用（1 台ごとに）		800

表3 条例第21条第2項において準用する条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位		利用料金
行商、募金その他これらに類する行為	有料公園施設内における場合	1 人 1 日までごとに	円 1,290
	有料公園施設外における場合	1 人 1 日までごとに	430
業として行う写真の撮影	1 日までごとに 1 台ごとに		120
興行	1 日までごとに		8,600
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1 日までごとに		4,300